

東京国際空港航空機騒音調停申請事件 (平成28年(調)第10号事件)の終結について

公害等調整委員会事務局

1 事案の概要

本件は、東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5名（申請人）から、国土交通大臣を相手方（被申請人）として、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風運用時の15時から19時までの間のうち3時間程度、A滑走路の北側から航空機の着陸が行われ、申請人らに対し、騒音等による被害が生じるとして、被申請人に対し、本件空港のA滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないことを求めた事案です。



【国土交通省公表資料をもとに公害等調整委員会事務局が作成】

2 審理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、18回の調停期日を開催するとともに、計画案が実現した場合の状況を推測するために、大阪国際空港周辺において現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、当事者双方の合意が整い、調停が成立し、本事件は終結しました。

【参考】手続経過	
平成28年9月9日	調停申請受付
平成29年1月27日	第1回調停期日 (以降、概ね1～3か月に一度の頻度で調停期日を実施)
平成30年3月26日	大阪国際空港周辺における現地調査
令和2年1月31日	第18回調停期日(本事件の調停が成立)

3 調停の概要

- 成立した調停の概要は、以下のとおりです。
- (1) 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、下記について確認
 - ・ 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
 - ・ A滑走路における航空機の運航の見通し
 - ・ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し
 - (2) 被申請人は、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

4 本調停について

本件は、東京国際空港における航空機を増便のための飛行経路の見直しに伴う周辺地域への影響という、社会的関心の高い事例です。航空政策の一環としての飛行経路の見直しを必要とする被申請人と、それに不安を覚える申請人らとの間には意見の隔たりがありましたが、継続的に調停手続を行った結果、見直される飛行経路の運用開始前に調停が成立することとなりました。行政による申請人らの周辺地域における騒音測定やその結果の情報提供など、被申請人の取組や今後の騒音の見通しを飛行開始前に確認することを内容として、調停の成立に至ったものです。